諏訪市週休2日工事実施要領(令和5年諏訪市告示第110号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(費用) **第6条　市は、週休2日工事の実施を指定しようとする場合は、あらかじめ定めた取扱いに基づき、当初に設定する予定価格において、直接工事費及び間接工事費を補正した額を計上する。** **2　市は、第4条に規定する週休2日工事の取組実績に応じて、あらかじめ定めた取扱いに基づき、直接工事費及び間接工事費を補正する。** (補則) **第7条**　（略）	（削る） (補則) **第6条**　（略）	